別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は会議体 の名称		令和3年度豊島区特別職報酬等審議会
事務局(担当課)		総務部総務課
開催日時		令和3年11月8日(月)10時00分 ~11時40分
開催場所		区役所9階第2委員会室
出席者	委員	石原 裕、加藤 竹司、木川 嘉一、鈴木 利治、中島 義春、 福田 房子、守屋 仁子、山口 実、山本 道子
	事務局	総務部長、総務課長、人事課長、総務係長、 給与担当係長、総務グループ担当
公開の可否		一部非公開
		豊島区行政情報公開条例第7条第2項に掲げる非公開情報を扱う場合があ るため
会議次第		議 事 1. 開 会 2. 諮 問 3. 資料説明 4. 質 疑

議事

- ・本審議会は、区長より「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長および教育長 の給料の額等について」諮問を受けた。
- ・事務局より資料について説明した後、質疑応答を行った。

(説明資料・参考資料)

- 2 3 区 年収一覧 (区長、副区長、教育長、議長、副議長、委員長、副委員長、議員)
- ・当審議会の開催経過及び報酬等改定経過
- ・区議会議員及び特別職の報酬等特例的減額経過
- · 手取給与額推移(区長、副区長、教育長)
- 議員報酬手取額
- 政務活動費会派別支給状況
- ・ 令和3年 特別区、東京都及び国の給与改定勧告及び報告の概要
- ・令和3年 特別区人事委員会勧告の概要
- ・課税標準額の区分別納税義務者数の推移(豊島区、23区)
- 生活保護受給者の推移
- ・国民健康保険料の滞納世帯数の推移/国民健康保険の資格証・短期証発行の推移
- ・就学援助認定者の推移(小学校・中学校)
- ・豊島区職員手当の種類と概要
- ・令和2年度豊島区普通会計決算について (別冊)

総務課長:ただいまから令和3年度第1回豊島区特別職報酬等審議会を開催いたします。 本日は、全員ご出席ですので、定足数を満たしております。

(事務局職員紹介)

では、ここからの議事進行は、会長にお願いいたします。

会長:ただいまから、第1回豊島区特別職報酬等審議会を始めます。

区長より本審議会に対して諮問がございます。本日は、区長に代わり齊藤副区長、お 願いいたします。

齊藤副区長:(諮問読み上げ)

特別職の報酬等について諮問。豊島区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に 基づき、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額について 貴審議会の意見を求めます。 なお、諮問に当たり、区長に代わりご挨拶させていただきます。

職員については、特別給が 0. 15月引き下げという、特別区人事院勧告がありました。それも踏まえ、特別職、議員の報酬は、決まった基準がないためそれぞれの自治体が苦慮しているところです。また、基準がないからこそ、各自治体でかなりばらつきがあります。

そのような中で、この特別職報酬等審議会のご意見は、非常に重要な示唆をいただける側面がございますので、皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと思います。私どもへ一定の方向性をお示しいただけますようよろしくお願いいたします。

会長: ただいま諮問を受けましたので、審議に入ります。 初めに、ただいまの諮問文の写しを委員に配付します。

(諮問の写し 配付)

会長:本審議会は傍聴可能ですが、本日の傍聴希望者はいますか。

総務課長:本日、希望者はおりません。

会長:では、本審議会の審議並びに会議録の公開に関して、事務局より説明があります。

総務課長:本審議会の公開は原則公開ですが、審議の対象が個人情報に関わる場合には、 そのことを明らかにした上でそれ以降を非公開とすることになります。

会議録は、委員の固有名詞を省き、同一会議録の中では、同一人を同一の記号等で表記した上で、要点で議事録を作成し、会議の公開としてきたところです。

今期の取り扱いも、これまでと同様にと考えておりますがいかがでしょうか。

会長:会議の公開並びに会議録の作り方は、説明の取り扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長:会議の公開並びに会議録の公開は、これまでと同様の取り扱いとします。 次に、事前にお送りした資料について、事務局から説明をお願いします。

総務課長:(資料説明)

人事課長:(資料説明)

会長:資料説明が終了しましたので、委員の方々から質問をお受けします。 では、A 委員。

A 委員:資料1で、期末手当の支給月数が3.80や3.60などと記載があります。さらに下に、基本給料と地域手当の20%、基本給料の25%との記載もあります。地域手当のあるなしで、支給月数が必ずしも同じことを表しているのではないように思いますが、これは東京都が作った表ですか、それとも豊島区が作った表ですか。

総務課長:23区で作成しています。

A 委員:給料の何か月と計算すると、豊島区は5.56ですが文京区は4.8となり、このとおりの支給月数ではないという感じがします。この1.45、20%や25%を乗じるというのは、東京都がこの表を普遍的なものとしているということですか。単純に給料の何倍でいいのではないかと感じました。

総務課長:この表は、東京都が普遍的に設定しているものではありません。地域手当が特別職にも適用されるようになった際に、給料月額の中に算入する自治体と別枠とする自治体があったため、この表では、地域手当を基本給料と分け記載しています。

A委員: そうなると月数の根拠が少し違っていますよね。

絶対額ではもちろん正しいと思いますが、見た瞬間に何か月出ているというのがはっきりしないと思いました。ただ、23区がそうしているのでは仕方がないと思います。 もう一つお尋ねします。区長には、退職金は出ているのですか。

総務課長:任期が変わるごとに退職金を支給しています。

A委員:議員は出ていないわけですね。

人事課長:議員はございません。

会長:地域手当は、全国を異動する国家公務員について、地域によって生活費が違ってくるということで出来上がった制度です。それまでの基本給を総額は同額で据え置いた上で、地域手当と基本給に分けました。そうすると物価の安い場所では地域手当の額が下がるので給与総額が下がる、そういったことで調整を図る制度でした。

国全体の給与のあり方について地域手当を導入したことで、区職員についても地域手 当という考え方が取り入れられたわけです。

これに対して、特別職については、地域手当という考え方を当てはめる必要はないとして、例えば千代田区、港区、文京区、中野区では、地域手当という内訳をせずに総額を給与としています。

地域手当は、最大20%まで支給可能です。資料をご覧いただくと、世田谷、豊島、足立は20%ですが、12%、13%といった区もあり一般職員の基本給、地域手当と

は特別職の場合は少し違っています。

基本給で見ると豊島区長は23位で、基本給のみで構成されている千代田区は22位ですが、地域手当を合算した額では千代田区が23位で、基本給と地域手当が組み合わさっている豊島区は22位ということになります。

その他ご質問は、どうぞB委員。

B 委員:毎回、資料の中で順位が出てきて、区長が頑張っているのに23位とは、という 意見が出ていますが、総額で見るとそんなに差はないのではないかと思います。確かに 地域手当ということで、物価の問題等はあると思いますが、比べることにほとんど意味 がないのではないかと思います。

トータルで見たら、それほど変わらないので、ここを基準に考えない方がいいだろう と思います。

会長:そのことも含めて、議論いただきたいと考えています。

資料への質問、途中で気がついた点があれば随時お受けしますが、本日の審議では、特別職の報酬、月例給与についてどうすべきかを中心に議論いただければと思います。なお、本審議会に対する諮問事項は、特別職の月例給与、報酬ですが、B 委員の質問にもありましたとおり、年収には期末手当も含まれますので、答申の主文には反映されませんが、期末手当についてもご意見があれば載せることになりますので、期末手当についての意見もいただければと思います。

それでは、C委員。

- C 委員:今回の人事委員会勧告で、民間とほとんど変わらないので月例給は据え置き、ただ期末手当は、月数は0.15か月下げるということで答申があったということでした。これに関して、当然、そのような勧告が出ているのですから、職員の給与はそうなると思いますが、それに対して、特別給の変動は、給与が上がると特別給も上がるし、下がると特別給も下がるというようになっているのですか。今までの推移はどうなっていますか。
- 人事課長:基本的には人事委員会の勧告を受けて、労使交渉もありますが、勧告どおりという形になる、なってきているのが普通です。

ただ、平成30年度は、特別区の人事制度改革の影響で民間企業との比較をした際に、実態とはかなりずれた形で結果が出てしまったので、そのときは、月額は下がり、勤勉手当は上がるというようなイレギュラーな形になりました。ただ、それについては制度改正の影響が大き過ぎるということで、勧告をそのまま実施することを見送った経緯がありますが、基本的には勧告どおりです。

C 委員: そうすると平成30年度は、制度改正もあって、勧告とは少し違う形になったけれど、それ以外は勧告どおり、職員の給与あるいは特別給も勧告どおり、変化させると

いうことでいいのですね。

一応、以上を踏まえてですが、まだ結論は出せません。

会長:特別職の期末手当の月数は、一般職員の月数とは異なっています。人事委員会勧告では、職員の月数は4.60から0.15引き下げて4.45となっていますが、区長の期末手当の支給月数は3.95で、副区長、教育長は3.85です。そして議会関係は3.90。これは過去の経緯があって、このような月数になっているので、月数そのものが一般職の職員に対する期末手当の月数と一致しているということではありません。上がるときには少し上がると、下がるときにはやはり職員と苦楽をともにするということで下がっている。概ねそういう傾向であるということでご理解ください。

それから期末手当は、民間の場合7月、12月、年2回ということですが、一般職の職員は、7月、12月、そして年度末の3月、3回に分かれています。それに対し特別職は、7月、12月の2回となっているので、期末手当の具体的な支給方法も少し異なっています。

したがいまして、職員については、特別区人事委員会の勧告を受けて、これから職員 団体に期末手当の改定についての協議が開始されます。これらを踏まえた上で、今後手 続きを経て、執行部提案の条例が議会出され、そして改定されるという人事課長の説明 にあったとおりです。議論をするときに、特別職については、12月に改正になるだろ うということも念頭に置いた上で議論していただければと思います。

一般職員の給与は、民間とごく僅かしか差がないということで据え置きであるということ、期末手当は、民間と比較して0.15月下げるべきという人事委員会勧告が出ています。これを踏まえた上で、皆さんからのご意見をお伺いしたい。

ではA委員、いかがでしょうか。

A 委員: 豊島区長は豊島区のたった一人のリーダーなのに、このくらいなのかと思います。でも、職員の給料などを鑑みて、こういう金額に定着してきたと思うので、この絶対額を基本として、1%でも2%でも昇給するかどうかという議論にしかならないのではないかと思います。普通であれば、このような組織の執行部ナンバー1であればこのような金額ではないと思います。だが、これを参考にしたら、こういう経済情勢で、コロナがあって、人事委員会勧告がこう出ているとなると、やはり据え置きしかないと思います。

ただ、実際には、少しでも昇給するというのが、どんな仕事でも働く身にとっては大切なことだと思います。

それと、以前から議員は、何か1期で当選しても、2期でも、3期でも同じ金額で、同じ労働に対して同じ給料を払うという形でいいのかもしれないのですが、1期、2期、3期、重ねるごとに環境というのは変わってくるのだから、違うことがあってもいいのではないかと思っています。国税庁かどこかで給料の発表がありましたが、やはり昇給はしていませんでした。だが、年俸で書いてあるので、実際には昇給していないのではなく、60歳以上の方が再雇用されていたりして、平均を取ると昇給していないよ

うに見えると感じます。ただ実際には、ある一定の規模であれば昇給していないという ところはないような気もしています。

特に議員の場合、社会保険を自分で負担していますが、個人負担は、社会保険の場合 14.8%とか14.9%になっています。ですので、議員に関しては、少しでも昇給 されたらいいと思います。今の報酬を基礎にして、少しでも昇給されたらいいと。

会長:期末手当、職員についての引き下げの勧告がありますが、特別職についてはいかがでしょうか。

A 委員:私は必ず年俸で考えますので、年俸で増えるか、据え置くか、上がるかだと思います。据え置く場合は、給料が据え置きならば同じ計算になるということで、職員に関しても議員のように1.45を乗じるとされているのでしょうか。月数のところで、議員の場合は45%プラスしたり、区長の場合は20%や25%を乗じていますが、職員には、20%や25%乗じるというのが計算に入っているのでしょうか。

人事課長:同様の計算式はございます。管理職手当などといった様々なほかの要因もありますが、基本的には似たような形です。

A委員:計算式は一緒なのですね、では、月数は同じでよろしいと思います。

会長: A 委員のご意見は、月数は据え置きで。 では、D 委員いかがでしょうか。

D 委員:特別職の給料、大体22番目とありますが、町のことを一生懸命やっている区長が22番目では申し訳ないように感じます。しかしこの時代、上げるわけにはいかないのでそのままだと思います。

会長:月例給は据え置きということですね。

期末手当についてご意見があれば。一般職員は0.15月下げるという勧告ですが。

D 委員:職員と一緒で。

会長: E 委員、いかがでしょうか。

E 委員: 当報酬審議会のポイントは、月例給についてと理解しています。期末手当は、その限りではないと理解しております。

ただ、月例給と並びに期末手当、要は年収ですが、普通は一緒に考えるのが常識的な 考えではないかと思います。

期末手当ですが、今年度分の0.15か月分に昨年度一時的に減らした0.05か月

分をプラスして、0.20か月分を下げ幅とするという考え方もあると思います。

私は、労働の対価によって報酬が決められると思っています。ただ、世の中の情勢や コロナ禍の状況の中で、非常に区民が苦しい立場にあり、また非常に景気状況もよくな い中で、上げるということはなかなか言いにくいだろうと思います。

会長: E 委員にお伺いしますが、月例給は据え置きでやむを得ないということでしょうか。

E 委員: そうです。

会長: C 委員、いかがでしょうか。

C 委員:先ほど質問しましたが、それを踏まえて、月例に関しては据え置きでいいと思います。ただ、区長の給料に関しては千代田区のイレギュラーがなければ23番目だったと思います。副区長、教育長、また区議会議員に関しても、23区の中でそれほど突出しているというわけでもないので、やはり全体としては据え置きかなと思います。しかし、E 委員が言われたように、このコロナの状況の中で、区民あるいは都民、全国民が大変な状況の中で、こういう立場の人たちはこれでいいのかということも考えなければいけないと思います。

職員の特別給を0.15下げるということですが、順位が低い状況ですので、そこまで下げなくてもいいのではないか。その辺を踏まえることも考えたほうがいいと思います。

会長: C 委員の期末手当に関わるご意見は、特に区長は実質23番ということを考えるという必要もあるのでないかと。議会関係は、最低ということではないので、その辺りも含めて考えたらいかがかというご意見でよろしいでしょうか。

C 委員:はい、状況によってですが。

会長:ではF委員、いかがでしょうか。

F 委員:今回は、コロナが大変に負担になるということだったと思います。その中で、区長が随分と頑張っていただき、また職員もそれに合わせて頑張ったと思います。その職員に関して引き下げという勧告が出ていて、区民としては非常に心苦しく思います。区長が22位、本来なら23位かもしれないというところは非常に苦慮するところですが、このままでいいのではないかと私も考えさせていただきました。

会長:F 委員のご意見は、月例給月例報酬もコロナということもあるので据え置きという こと。期末手当については、職員がいろいろ苦労されたのに勧告では0.15引き下げ なので、特別職についてもこれを参考に考えてほしいということでしょうか。

F 委員:はい。

会長: G 委員いかがでしょうか。

G 委員:私も月例給に関しては、据え置きで致し方ないと思います。豊島区においては、 コロナへの対応が他自治体に比べ早いという実感を持っています。区長、職員が本当に 知恵を絞りながら動いてくださっているということを考えると、やはり人材を確保して いくということがこれからの未来に大切なことだと思うので、一般職の職員が少しでも 上がってほしいという気持ちです。

会長:B委員いかがでしょうか。

B委員:私は、報酬は、人事委員会勧告に基づいて据え置きでと思っています。 期末手当ですが、1回、区長が職員の不祥事で据え置いたことがありましたよね。

会長:特例でされたということは伺ったことがあります。

B委員:特例で。この資料の中にそれも含まれていますか。

会長:資料3に、期末手当の支給月数を附則で減額したとの記載があります。 それから、月例給そのものを特例で下げたということもあるようです。

総務課長:特例条例による減額は、1回限りの特例ですので、資料1の23区比較表の中には含まれていません。

B委員:分かりました。

資料8で0.15の引き下げで職員の平均が5万9,000円減になったということですが、常勤、非常勤の関係があると思います。それで、常勤の方は、職員として手当をもらっている。非常勤の人たちに対しての影響というのはすごくあるのではないかと考えています。もし分かれば、非常勤と常勤のデータを教えていただければと思います。

人事課長:細かく試算していませんが、昨年、職員が2万円程度減ったときには、会計年度任用職員は7,000円ほど減っています。ですので、今回、3倍ほど職員が減っていますので、非常勤もそのくらいだとすると、2万程度減ることになると思います。

B委員:では、常勤と非常勤と変わらない額ということになるのでしょうか。

人事課長:常勤の場合は、今回の勧告で5万9,000円ほど減ります。同じように、会計年度任用職員も常勤に準じて給料が決まっていますので、それを当てはめると、恐らく2万円程度減るだろうと考えています。

B 委員:絶対数が違うので大変度も違うだろうと思いますが、その辺も考えられたらいい のでないかと思います。

会長:期末手当については、毎年総額を議論するのが普通だと思いますが、諮問になって いないということで、意見としてお伺いしているので、そこはご了解をいただければと 思います。

B委員: そうですね。

会長:B 委員としては、一般職員の期末手当が下がるということになるとすれば、特別職も苦楽をともにするというのが普通ではないだろうかということですか。

B 委員: そうです。

会長: H 委員、いかがでしょうか。

H 委員:参考の資料の3と4で、昨年のこの会議のときに、就学援助認定者や生活保護の 方がコロナで増えるのではないかというような質問をさせていただきましたが、平成元 年度から2年度はそれほど増えていないようなので、少々安心しました。

これに関しては、昨年度もコロナの関係で、区長がいち早く子供支援を行うなどいろいるな面で支援してくださってよかったと思っております。

ですから、本当に少しでも上げてほしいですが、やはり私も区長は据え置きで仕方がないと思いました。

一般職ですが、特にコロナでいろいろな仕事が増えたと思います。実際の仕事は、今 まで以上に増えたところに、給料を下げるというのは気の毒だと思います。

ただ、飲食関係の人たちのように大変な方たちのことを考えると、やはりここだけ上げるというわけにはいかないという思いです。

ですから、両方とも据え置きと私は思います。

会長: H 委員のご意見は、月例給与、報酬は据え置き。期末手当について、一般職は0. 15下げるということだが、特別職の期末手当について、一般職に倣って下げる必要があるのか、一般職とは別とお考えか、この辺はいかがでしょうか。

H 委員:いや、据え置きで。

会長: 今期は据え置き、下げないということですね。

H 委員: そうです。

会長:皆さんからのご意見を承ったので、私も一委員として意見を述べさせていただきます。

私もコロナ禍ということ、そして実際に特別区内の民間企業を比較したところ、何十円かの差しか出なかったということで、これは据え置き。一般職の職員が据え置きであれば、特別職も過去からの継続ということで据え置きということにせざるを得ないと思います。

期末手当については、職員がコロナ対応で、業務以外に付加的にやっている中ということもあるので、そういう労苦に報いたいとも思うが、本来業務以外に付加的な職務をやっているのであれば、何がしかの対応がされているだろうと思います。また、区民の中で大変ご苦労されている方がいらっしゃることを踏まえた上で、私も一般職の職員と苦楽をともにしてこれを乗り切るということで、月数については、執行部なり議会でしかるべき月数、期末手当について、減額を考慮されてはいかがかと考えています。

皆さんのご意見を伺ったところ、月額の報酬、給与については据え置き、期末手当は据え置くというご意見もあったが、半数以上の委員が、職員が0.15下がったのであれば、それを目安にして引き下げを考えるべきではないかということでした。ただし、これは諮問事項ではないので、年収ベースで収入を考えるという観点からいって、そういうことが望ましいという意見になります。

特に、皆さんの意見で共通しているのは、コロナということで、大方の区民が大変苦労されているという状況にあることを考えると、人事委員会勧告が一般職について勧告していることなども踏まえて、特別職についての月例報酬、給与は据え置くということ。それから、期末手当については一般職の職員についての減額というものを目途にして引き下げを考慮すべきであるという意見になるかと思います。

そのほか、どうぞ、B委員。

B 委員:資料8で、職員の平均給与が5万9,000円下がるということでしたが、今後、労働組合との交渉があるということで、まだ確定ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

会長:5万9,000円は、人事委員会勧告をそのまま実施した時に、平均でどれぐらいになるかという数字です。

これを踏まえて、職員団体と交渉して、その上で執行部の条例改正案が決まるということです。

B 委員:だとすると、区長と議員の12月に支給する期末手当というのは、確定しないことになりますよね。

会長:条例に月数が入っているので、特例で処理するにせよ、条例の本則を改正するにせよ、特別職についての期末手当は年度末の支給がありませんので、今日の議論などを意見として述べるとすると、これを受けて、12月の定例会で特別職についての期末手当の対応を執行部として決める段取りになると思います。一般職については、ご質問のとおり、3月に支給があり、組合とこれから交渉して最終的に執行部提案を出すということなので、この12月に調整というわけにはいかないという見通しだと聞いております。

B 委員:そうすると、ここでこれが望ましいとか審議することが形骸化されるような気が しませんか。

会長:期末手当については、諮問の範囲内ではないですが、報酬を考えるのであれば、年 収を考えないわけにいきません。

ただし、諮問としては、月例報酬、給与をどうするかということなので、答申としては、委員一致の意見で、月例報酬、給与は据え置きでやむを得ないだろうということでしたので、主文はそれになります。

意見としては、一般職に対する人事委員会勧告で期末手当の減額ということが書かれているので、一般職の期末手当はこれから決まることだが、それに先んじて特別職の期末手当について、済度すべきであろうと。

また、区議会でも先んじて苦労を分かつということで対処したいという考えがあるようです。現在の状況を見ると、そのような意見が出るのも無理からぬことと思います。

B 委員がおっしゃるとおり、報酬審議会での諮問と議論の範囲が完全に一致していない、そういう仕組みになっているのでやむを得ないと思います。

期末手当も含めて諮問を受け、答申できるという仕組みであれば、答申の主文に書けますが、諮問は、月例報酬、給与ということですので。年収で議論をしていく中で、期末手当について、議論をする中でこのような意見があったと、答申の主文とは別に、理由の中で意見を反映していただければと思います。

今までの議論を基にして、答申の原案のようなものを事務局で修文をしていただければと思いますので、11時30分まで休憩とします。

(休憩)

会長:では、再開します。

先ほどの皆様のご意見を反映した答申の案を事務局に修文してもらいましたので、朗 読をお願いいたします。

総務課長:まず、答申のうち、報酬等の額について読み上げます。

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額は、現行のとおり据え置くことが適当である。

据え置くことが妥当とした理由ですが、区議会議員の報酬、区長、副区長及び教育長の給料月額は、その果たす役割の重要性と職責に見合うものであることが望ましいと言える。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響の長期化により、区の基幹歳入で ある特別区民税と財政調整交付金は大幅な歳入減が見込まれ、その影響は、複数年に渡 ることも見込まれるなど、歳入状況が厳しい状況にある。

こうした状況の中で、一般職については月例給の改定を行わないが、特別給については年額の支給月数を0.15月引き下げ、期末手当から差し引くとの勧告がなされた。

以上のことを踏まえ、本審議会においてもコロナ禍における厳しい社会状況などを勘案して、諮問を受けた報酬並びに給与の額については、現行の水準に据え置くことが適当であるとの結論に達した、というのが概要です。

なお、コロナ禍において、職員については、通常業務に加え、コロナ対応の業務が増加している状況にもかかわらず特別給についての引き下げの勧告がなされた。こうした状況に加え、多くの区民が苦労している状況に鑑み、特別職及び議員の特別給についても、職員への勧告を目安に減額すべきであると考えるという内容を皆様からのご意見として記述しています。

会長:諮問についての答申は、議員、議会関係の報酬及び区長以下の特別職の給与は、これを据え置くという主文です。

据え置くことが妥当という理由については、職責に見合った額であるということを前提として、コロナの区財政に与える影響、その他を考えると据え置きと考えられる。一般職の職員についても据え置きという人事委員会勧告が出ていることもあるので、諮問については据え置きという答申をする。

それから、意見として、年収額という点で特別給、議員、議会関係者も含めて期末手当ということになっております。一般職の職員に至っては、期末手当と勤勉手当、合計しての支給月数ということになっております。特別職については、期末手当という格好になっておりますが、総称して特別給というふうに表現をされておりますが、これについては、人事委員会勧告の引き下げの勧告ということも踏まえて、これを目安にして減額を検討したらどうかということを意見として付け加えたということでした。

皆さんの議論を総合して、事務局に修文してもらいましたが、この内容を「案」を取って「答申」ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長:では、事務局で「案」を取り「答申」としていただければと思います。

それから、本日の会議録については、事務局から後日、皆様へお送りをしてご確認を いただきます。ご自身の発言について、ニュアンスが違っているところがありました ら、事務局へ修正についてご連絡をいただければと思います。

総務課長:現在、皆様に答申案をお渡ししておりますが、いま一度、事務局で目を通した

上で答申(案)としてメール等でお送りする形を取らせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

会長:そうですね。よく目を通していただいた方がいいと思います。

(異議なし)

会長:では事務局にて、若干修文、その他について、再度チェックの上で、皆さんに最終 案をお送りし、了解を得た上で、「案」を取って「答申」とする運びにしたいと思いま す。

今のような手続きを経た上で、後日、区長へ答申いたします。

本日は、活発なご審議で、大変スピーディーに答申の内容をお決めいただきありがと うございました。

最後に、事務局から事務連絡がございます。

総務課長: 答申書の最終ページには当審議会会長の公印を押印しますので、委員個人の署名、捺印は省略し、答申案を作成いたします。それを皆様にメールもしくは郵便でお送りいたします。

また、本日の会議録も案が出来上がり次第お送りいたしますので、ご自身の発言を確認いただき、修正等についてご連絡をお願いいたします。

会長:以上をもちまして、令和3年度第1回豊島区特別職報酬等審議会を終了します。ご 出席ありがとうございました。